

認可地縁団体のみなさまへ

1 市への届出が必要な場合について

① 代表者（会長）が代わったとき

提出書類

- ・ 告示事項変更届出書
- ・ 代表者の承諾書
- ・ 総会議事録（代表者変更を議決したことが確認できるもの）
- ・ 自治会役員変更届「自治会役員の変更について」

② 主たる事務所を移転したとき

提出書類

- ・ 告示事項変更届出書
- ・ 総会議事録（事務所移転を議決したことが確認できるもの）

③ 自治会の区域を変更するとき

提出書類

- ・ 告示事項変更届出書
- ・ 規約変更認可申請書
- ・ 区域の新旧対照表（変更箇所が確認できるもの）
- ・ 変更後の区域図※任意
- ・ 総会議事録（区域変更を議決したことが確認できるもの）

④ 規約を変更するとき

提出書類

- ・ 規約変更認可申請書
- ・ 規約の新旧対照表（変更箇所が確認できるもの）
- ・ 総会議事録（規約変更を議決したことが確認できるもの）

①～④のように、告示事項に変更があったとき、または規約の変更を行うときは、市への届け出が必要です。届け出がない場合は、実施した行為が無効となる場合がありますのでご注意ください。

<告示事項>

名称、規約に定める目的、区域、主たる事務所の所在地、代表者の氏名及び住所、裁判所による職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無、代理人の有無、規約に定める解散の事由

2 印鑑登録・印鑑登録証明書の交付について

市に届出をすることにより、認可地縁団体の印鑑登録・印鑑登録証明書の交付ができます。

① 印鑑登録

提出書類

- ・ 認可地縁団体印鑑登録申請書
(印鑑登録されている代表者の個人印を押印)
- ・ 代表者の個人印の印鑑登録証明書

② 認可地縁団体印鑑登録証明書の交付

提出書類

- ・ 認可地縁団体印鑑登録証明書交付請求書

※ 印鑑登録をする際は、登録する団体印もお持ちください。

※ ①、②の手続きができるのは代表者（会長）に限ります。代理人が手続きをする場合は、代表者の委任状が必要です。

<登録することができない印鑑>

- ・ ゴム印その他の印鑑で変形しやすいもの
- ・ 印影の大きさが1辺の長さ8mmの正方形より小さいもの
又は1辺の長さ30mmの正方形より大きいもの
- ・ 印影を鮮明に表しにくいもの

3 認可地縁団体証明書について

市に届出をすることにより、認可地縁団体証明書（地縁団体台帳の写し）を取得することができます。

提出書類

- ・ 認可地縁団体証明書交付請求書

【各種書類届出・問い合わせ先】

高岡市役所 共創まちづくり課
共創・自治係 Tel (0766)20-1326

自治会に関する申請・届出書



<https://www.city.takaoka.toyama.jp/kurashi/jichikai/shinseisho/index.html>